

第52回日独スポーツ少年団同時交流(派遣) 実施要項

本交流は、日独両国のスポーツ少年団の青少年および指導者の相互交流により友好と親善を深め、国際的能力を高めると共に、両国の青少年スポーツの発展に寄与することを目的に、2023年に調印した「日独スポーツ少年団国際交流協定書」に基づき、次のとおり実施する。

1. 主催

公益財団法人日本スポーツ協会 日本スポーツ少年団(JJSA)
都道府県スポーツ協会 都道府県スポーツ少年団
ドイツスポーツユエント(dsj)

2. 後援

スポーツ庁(予定)

3. 日本団派遣期間

2025(令和7)年7月30日(水)ドイツ着～8月13日(水)ドイツ発／14日(木)日本着
※各種事前研修あり(「12.事前研修」参照)

4. 参加人数・グループ編成

日本団100名(11グループ97名〔団員86名、引率指導者11名〕、団長団3名〔団長、総務、庶務〕)
※グループ編成は、別紙「日独スポーツ少年団同時交流パートナー編成(2024-2027)」のとお

5. 共通テーマ

「スポーツ×SDGs」～スポーツが拓く社会の持続可能性～

6. 参加資格

(1) 団員

以下の共通項目をすべて満たし、いずれかの推薦区分において所定の条件を満たす者。

- ※ 過去に本交流への参加経験がある者の推薦を妨げない。
- ※ 同一グループを構成する都道府県から人数枠を上回る団員の推薦があった場合またはグループ成立条件(引率指導者1名、団員5名以上)を満たさない場合には、被推薦団員が所属するグループとは異なるグループに編成することがある。なお、グループ編成は、日本団全体の推薦状況を踏まえ、日本スポーツ少年団が調整のうえ決定する。
- ※ 定員を上回る申込があった場合は、都道府県スポーツ少年団から推薦された者を優先する。また、総合型地域スポーツクラブ、大学・大学院から推薦された者については、それぞれの推薦上位者を優先することとし、グループ編成状況を踏まえ、日本スポーツ少年団が調整のうえ決定する。

<共通項目>

- ① 2001年4月2日～2010年4月1日生まれの者(2025年4月1日時点で15歳以上24歳未満の者)。ただし、次のいずれかに該当する場合は、これを満たさなくとも推薦することができる。
 - ・第47回(中止)の本交流参加者として、都道府県スポーツ少年団から推薦された者

- ・第 48 回(オンライン)および第 49 回(オンライン)の本交流参加者
- ② インターネット通信環境および通信端末(パソコン・タブレット推奨)を有し、オンライン形式でのグループワーク、活動等に積極的に参加する意欲のある者。
- ③ 協調性があり、集団生活において規律を守ることができる者。
- ④ 英語またはドイツ語等を用いて積極的に現地でコミュニケーションを図る意欲のある者。

<推薦区分>

①スポーツ少年団

次の1)、2)を満たし、都道府県スポーツ少年団本部長が推薦する者。

- 1) 令和6(2024)年度にスポーツ少年団に登録し、令和7(2025)年度も引き続き登録する者
- 2) 次のいずれかに該当する者
 - ・日本スポーツ少年団シニア・リーダー資格保有者
 - ・日本スポーツ少年団指導者・リーダー規程第9条第2項に定める活動単位を20単位以上取得した者
 - ・都道府県スポーツ少年団本部長が特別に推薦する者(将来、所属都道府県における日独スポーツ少年団同時交流[受入]をはじめとする国際交流に貢献する意欲があり、積極的にスポーツ少年団活動に関わることが見込まれる者)

②総合型地域スポーツクラブ

次の1)、2)を満たす者。

- 1) 令和6(2024)年度に総合型地域スポーツクラブ全国協議会(SC全国ネットワーク)に登録するクラブに所属し、令和7(2025)年度も引き続き所属する者(「日独スポーツ少年団国際交流協定書」に未参加の東京都、神奈川県に登録クラブを除く)
- 2) 所属するクラブの代表者が推薦し、SC全国ネットワークが認める者

③大学・大学院

JJSAが指定する大学・大学院に在籍する大学生または大学院生であり、当該大学・大学院の代表者が推薦する者。

<JJSA指定大学・大学院> 東京外国語大学、獨協大学

(2) 引率指導者

以下の条件をすべて満たし、都道府県スポーツ少年団本部長が推薦する者。

※ 過去に本交流への参加経験がある者の推薦を妨げない。

- ① 令和6(2024)年度にスポーツ少年団に登録し、令和7(2025)年度も引き続き登録する者
- ② 次のいずれかに該当する者
 - 1) 令和7(2025)年度にスポーツ少年団に「指導者」として登録し、スポーツ少年団の理念を学習した者
 - 2) 令和7(2025)年度にスポーツ少年団に「役員」または「スタッフ」として登録している者で、日本スポーツ協会公認スポーツ指導者資格(「JSPO資格」)を保有(日本サッカー協会公認C級コーチライセンス以上、日本バスケットボール協会公認C級ライセンス以上の資格を保有する者、令和6年度JSPO資格養成講習会受講修了者を含む)し、スポーツ少年団の理念を学習した者
- ③ 日本を代表する立場の者としてふさわしい人格と行動力を有し、ドイツ滞在中の団員の心身両面のケアと成長をサポートできる者。
- ④ インターネット通信環境および通信端末(パソコン・タブレット推奨)を有し、オンライン形式でのグループワーク、活動等に積極的に参加する意欲のある者。
- ⑤ 英語またはドイツ語等を使い、積極的に現地でコミュニケーションを図る意欲のある者。

⑥ 原則として20歳以上、65歳以下の者(今後もスポーツ少年団で活躍できる若手が望ましい)。

7. 推薦方法

別に定める推薦要領に基づき、JJSAへ推薦する。

8. 推薦期限

2025(令和7)年3月17日(月)必着

9. 参加者の選考

JJSAで書類選考を行い、日本団参加者を決定する。

10. 経費(参加負担金)

(1) 参加区分:都道府県スポーツ少年団 1人30万円

(2) 参加区分:総合型地域スポーツクラブ/大学・大学院 1人40万円

※海外旅行保険代、ドイツ滞在中の基本滞在費(宿泊費、食事代、施設入場料等)を含む。

※次のものは参加負担金に含まれず、参加者の個人負担となる。

- ・渡航手続き(パスポート取得等)に要する経費
- ・【往路】居住地から日本団集合場所(国立オリンピック記念青少年総合センター)および【復路】日本国内空港(解散場所)から居住地までの交通費
- ・現地における各グループ内共通経費および個人的諸費用

11. 参加負担金の返金

参加負担金の納入後、参加者本人の都合により本交流への参加を取り消す場合には、実費(公式ユニフォーム、航空券キャンセル等)がかかったものの金額を差し引いて返金する。

12. 事前研修

(1) 日本団事前研修会(オンライン/全員参加):5月17日(土)~18日(日) 2日間

※やむを得ない事情により参加できないと認められる場合、別途課題(調整中)を課し提出させる。

(2) グループ別事前研修会(グループごとに実施):5月下旬~7月上旬

(3) ドイツ側受入担当者とのオンライン交流(グループごとに実施):5月下旬~7月上旬

(4) 日本団集合(全員参加):7月28日(月) 宿泊あり

※会場:国立オリンピック記念青少年総合センター(東京都)

(5) 日本団結団式(全員参加):7月29日(火) 一部、宿泊あり

※会場:国立オリンピック記念青少年総合センター(東京都)

13. 日本団派遣の流れ(予定)

~3/17(月) 推薦期限(推薦者→JJSA)

~4月下旬 参加決定通知(JJSA→推薦者、参加者)

~5月上旬 参加負担金の納入
 【スポーツ少年団】都道府県スポーツ少年団→JJSA
 【総合型地域スポーツクラブ】参加者→JJSA
 【大学・大学院】参加者→JJSA

5/17(土)~18(日) 日本団事前研修会(オンライン/全員参加)

～7月上旬	グループ別事前研修会(グループごとに実施) ドイツ側受入担当者とのオンライン交流(グループごとに実施)
7/28(月)	日本団集合(国立オリンピック記念青少年総合センター)
7/29(火)	日本団結団式(国立オリンピック記念青少年総合センター) 第1便日本出発(羽田空港)【NH217便 22:55発】
7/30(水)	第2便日本出発(羽田空港)【LH715便 9:40発】 ドイツ到着(ミュンヘン空港)
7/30(水) ～8/13(水)	全体プログラム(前半)ミュンヘン 地方プログラム(ドイツ各地) 全体プログラム(後半)フランクフルト
8/13(水)	第1便ドイツ出発(フランクフルト空港)【NH204便 12:10発】 第2便ドイツ出発(フランクフルト空港)【LH716便 14:05発】
8/14(木)	第1便日本到着(羽田空港)【NH204便 8:10着】 第2便日本到着(羽田空港)【LH716便 9:05着】

14. 海外旅行保険

JJSA は、本交流期間中(前後の各移動日を含む)、日本団全員を被保険者とした海外旅行保険に加入する。

<補償内容(予定)>

傷害死亡・後遺障害 20,000 千円(2,000 万円)

傷害治療 3,000 千円(300 万円)

疾病治療 500 千円(50 万円)

賠償責任 5,000 千円(500 万円)

15. 個人情報および肖像権の取扱いについて

(1) 日本スポーツ協会は、本交流開催にあたり、以下の目的のために個人情報を取得する。

- ① 交流の申込み手続きおよび参加資格審査
- ② 交流運営上必要なプログラム編成および各種資料作成
- ③ 交流運営上必要な申込手続き
- ④ 報告書の作成
- ⑤ 交流運営に必要な連絡

(2) 日本スポーツ協会は、個人情報を以下のとおり共同利用する。

- ① 共同して利用される個人情報の項目

推薦時および参加決定後に提出される情報、交流中に取得した情報(交流中に撮影した写真および映像)

- ② 共同して利用する者の範囲

<運営団体>

公益財団法人日本スポーツ協会 日本スポーツ少年団

ドイツスポーツユーгент(dsj)および dsj 加盟団体

<参加者が申込手続きを行う団体>

当該都道府県スポーツ協会、当該都道府県スポーツ少年団、当該都道府県総合型地域スポーツクラブ連絡協議会、当該総合型地域スポーツクラブ、当該大学・大学院(当該参加者が申込手続きを行う団体以外には提供されない)

③ 共同して利用する者の利用目的

＜運営団体＞ 上記15. (1)に記載の内容

＜推薦手続きを行う団体＞ 交流の推薦手続きおよび参加資格審査

④ 個人情報の管理責任者

公益財団法人日本スポーツ協会 会長 遠藤 利明

東京都新宿区霞ヶ丘町 4 番 2 号 JAPAN SPORT OLYMPIC SQUARE 11 階

- (3) 参加申込書に記載されている個人情報の一部(顔写真、氏名、性別、生年月日、年齢、得意なスポーツ・趣味、住所)および参加者決定後に提供される個人情報(アレルギー情報)は、dsj を通じて、ドイツ滞在中のホームステイ先にも提供される。
- (4) 取得した個人情報は、本交流の運営のため、旅行代理店に取扱を委託する。なお、日本スポーツ協会は、旅行代理店との間で個人情報の取扱に関する契約を締結し、適切な管理・監督を行う。
- (5) 交流の様子は、参加申込書に記載されている情報(氏名、道府県、年齢)とともに主催者および主管団体を通じた公開、交流関係機関・団体および報道機関等による新聞・雑誌および関連ホームページ等への掲載、次回交流プログラムへの掲載等で公表することがある。
- (6) 交流関係機関・団体又はこれらに認められた報道機関等によって撮影された写真、映像が新聞・雑誌・報告書および関連ホームページ、インターネット等によって掲載されることがある。
- (7) 日本スポーツ協会は、本人またはその代理人から、保有する個人情報について、開示、訂正、追加、削除、利用停止、消去の請求があった場合、法令に則って、所定の手続に従い、誠意をもって対応する。また、本人から利用目的の通知を求められたときは、本人に対し、法令に則って、所定の手続に従い、遅滞なく通知する。これらの請求については、日本スポーツ協会地域スポーツ推進部少年団課(jjsa@japan-sports.or.jp)まで連絡すること。
- (8) 日本スポーツ協会の個人情報保護方針は以下 URL から確認すること。
- <https://www.japan-sports.or.jp/privacy/policy.html>



私たちは、「スポハラ」のないスポーツ界を目指します。